

地震保険

安心ライフの支えです。



NIPPONKOA
INSURANCE

日本興亜損保
NKSJグループ

2014年7月改定

火災保険・積立型火災保険では、地震・噴火またはこれらによる津波(以下「地震等」といいます。)による損害は補償されません。地震等による火災(延焼・拡大も含みます。)によって生じた損害だけでなく、発生原因を問わず地震等で延焼・拡大した損害も補償されません。地震保険のご契約をおすすめします。

地震保険は、地震等を原因とする火災・損壊・埋没・流失によって建物または家財に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。

お支払い例



地震で建物が倒壊した。地震で火災が発生し建物が焼けた。津波により建物が流された。

●地震火災費用保険金について

お住まいを保険の対象とした火災保険・積立型火災保険(地震火災費用保険金不担保特約をセットされた契約を除きます。)では、地震等を原因とする火災によって建物が半焼以上となった場合、または、ご契約いただいた家財が全焼となった場合に限り、地震火災費用保険金としてご契約金額(保険金額)の5%をお支払いします。ただし、1事故につき1敷地内ごとに300万円を限度とします。

地震保険のご契約にあたって

●地震保険をご契約いただける物は

居住用の建物	住居のみに使用されている建物および併用住宅(住居兼事務所など)をいいます。
家財	居住用の建物に収容されている家財をいいます。自動車や1個または1組の価額が30万円を超える貴金属・宝石・美術品などを除きます。

※店舗や事務所のみに使用されている建物、およびその建物に収容されている営業用什器・備品や商品などの動産は地震保険の対象にはなりません。

●地震保険のご契約金額(保険金額)は

建物・家財ごとにセットでご契約いただく火災保険・積立型火災保険のご契約金額の30%~50%の間で設定いただけます。ただし、保険の対象ごとに上記の額が限度となります。(地震保険を2契約以上契約されている場合は、ご契約金額を合算して上記限度額を適用します。)

保険の対象	限度額の適用単位	限度額
建物	同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の所有に属する建物	5,000万円*1
家財	同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の世帯に属する家財	1,000万円

*1 2世帯以上が居住するアパートなどの場合は、世帯(戸室)数に5,000万円を乗じた額を建物の限度額とすることができます。また、マンションなどの区分所有建物の場合は、各区分所有者ごとに限度額が適用されます。

●地震保険のお申込みは

地震保険は、単独ではご契約いただけません。お住まい(居住用の建物)を保険の対象とした火災保険・積立型火災保険にセットして地震保険をお申し込みください。地震保険を希望されない場合には、火災保険契約申込書の「地震保険について」にご署名(フルネーム)またはご捺印をお願いします。

※お住まいを保険の対象とした火災保険・積立型火災保険のご契約時に地震保険をご契約いただかなかった場合でも、ご契約期間(保険期間)の途中から地震保険をご契約いただくことができますので、取扱代理店または日本興亜損保までご連絡ください。

※地震保険の補償は、ご契約いただいた地震保険のご契約期間(保険期間)の初日の午後4時*2に始まり、ご契約期間の末日の午後4時に終了します。

*2 ご契約時に午後4時以外の開始時刻を指定することも可能です。なお、お住まいの火災保険と同時にご契約いただく場合は、お住まいの火災保険と同一の開始時刻となります。

※大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令された場合には、その警戒宣言が発令された地域内に所在する建物または家財について、地震保険(新規増額)はお引き受けできません(前年同条件での更改契約はお引き受けいたします。)のでご注意ください。

地震保険のお支払金額

建物		家財	
損害の程度	お支払いする保険金	損害の程度	お支払いする保険金
全損	地震保険ご契約金額の100%(時価*3が限度)	全損	地震保険ご契約金額の100%(時価が限度)
半損	地震保険ご契約金額の50%(時価の50%が限度)	半損	地震保険ご契約金額の50%(時価の50%が限度)
一部損	地震保険ご契約金額の5%(時価の5%が限度)	一部損	地震保険ご契約金額の5%(時価の5%が限度)

*3 損害が生じた地および時におけるその保険の対象の価額をいいます。以下同じです。

●「全損」「半損」「一部損」とは

	建物	家財
全損	地震等により損害が生じ、主要構造部の損害の額が、その建物の時価の50%以上となった場合、または焼失もしくは流失した部分の床面積が、その建物の延床面積の70%以上となった場合	地震等により損害が生じ、損害の額が家財全体の時価の80%以上となった場合
半損	地震等により損害が生じ、主要構造部の損害の額が、その建物の時価の20%以上50%未満となった場合、または焼失もしくは流失した部分の床面積が、その建物の延床面積の20%以上70%未満となった場合	地震等により損害が生じ、損害の額が家財全体の時価の30%以上80%未満となった場合
一部損	地震等により損害が生じ、主要構造部の損害の額が、その建物の時価の3%以上20%未満となった場合、または建物が地震等による水災で床上浸水もしくは地盤面より45cmを超える浸水を受け損害が生じた場合で、全損・半損に至らない場合	地震等により損害が生じ、損害の額が家財全体の時価の10%以上30%未満となった場合

※ 損害の程度の認定は「地震保険損害認定基準」に従います。(国が定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」とは異なります。)

※ 損害の程度が一部損に至らない場合は補償されません。

※ 損害の程度が全損と認定された場合には、地震保険の補償はその損害が生じた時に遡って終了しますので、終了後に発生した地震等による損害は補償されません。

※ 門、塀、または垣のみの損害など、主要構造部に該当しない部分のみの損害は補償されません。

※ 1回の地震等による損害保険会社全社の支払保険金総額が6兆2,000億円を超える場合、お支払いする保険金は、算出された支払保険金総額に対する6兆2,000億円の割合によって削減されることがあります。(2013年12月現在)

保険金をお支払いできない主な場合

- ご契約者、被保険者(保険の補償を受けられる方)の故意もしくは重大な過失または法令違反
- 戦争・内乱その他これらに類似の事変または暴動
- 核燃料物質の有害な特性による事故
- 地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に生じた損害
- 地震等の際における紛失または盗難

など

保険金お支払い後のご契約について

損害の認定が全損となり保険金をお支払いした場合は、ご契約は損害発生時に終了します。全損以外の認定による保険金のお支払いの場合には、ご契約のご契約金額(保険金額)は減額されることはありません。

地震保険の割引制度について

地震保険には住宅の震害・耐震性能に応じた保険料の割引制度があります。割引適用にあたっては、所定の確認資料のご提出が必要になります。ただし、既にいずれかの割引の適用を受けている場合は、その住宅に関する保険証券(写)、保険契約継続証(写)などを確認資料とすることができます。(確認資料をご提出いただけない場合は、割引適用できませんのでご注意ください。) ※次の割引は重複適用できません。

割引名称	割引率	適用条件	割引適用にあたり必要な確認資料(左記適用条件が確認できる書類のいずれか1つをご提出ください。)
免震建築物割引	50%	住宅の品質確保の促進等に関する法律(品確法)に基づく免震建築物である場合	1.品確法に基づく建設住宅性能評価書(写)または設計住宅性能評価書(写)*1 2.耐震性能評価書(写)(耐震等級割引の場合に限ります。) 3.独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す適合証明書(写)*2または「現金取得者向け新築対象住宅証明書」(写)*2 4.長期優良住宅の認定申請の際に使用する品確法に基づく登録住宅性能評価機関が作成した「技術的審査適合証」(写)*2 5.住宅取得等資金にかかる贈与税の非課税措置を受けるために必要な「住宅性能証明書」(写)*2 6.①「認定通知書」など長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定書類(写)*3および②「設計内容説明書」など「免震建築物であること」または「耐震等級」が確認できる書類(写)*2
耐震等級割引	耐震等級3 …50% 耐震等級2 …30% 耐震等級1 …10%	品確法に基づく耐震等級、または国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級の評価指針」に基づく耐震等級を有している場合	
耐震診断割引	10%	地方公共団体などによる耐震診断または耐震改修の結果、改正建築基準法(1981年(昭和56年)6月1日施行)における耐震基準を満たす場合	1.耐震診断の結果により、国土交通省の定める基準(平成18年国土交通省告示第185号)に適合することを地方公共団体、建築士などが証明した書類(写) 2.耐震診断または耐震改修の結果により減税措置を受けるための証明書(写)(耐震基準適合証明書、住宅耐震改修証明書、地方税法施行規則別記に基づく証明書など)
建築年割引	10%	1981年(昭和56年)6月1日以降に新築された建物である場合	1.建物登記簿謄本、建物登記簿権利証、建築確認書、検査済証などの公的機関等(国、地方公共団体、地方住宅供給公社、指定確認検査機関など)が発行する書類(写) 2.宅地建物取引業者が交付する重要事項説明書(写) ただし、いずれの資料も記載された建築年月などにより1981年(昭和56年)6月1日以降に新築されたことが確認できるものが対象です。

- *1 品確法に基づく登録住宅性能評価機関が、マンションなどの区分所有建物の共用部分全体を評価した場合に作成する「共用部分検査・評価シート」などの名称の証明書類(写)を含みます。
- *2 以下に該当する場合には、耐震等級割引(30%)が適用されます。
・「適合証明書」、「現金取得者向け新築対象住宅証明書」または「住宅性能証明書」において、書類に記載された内容から、耐震等級が2または3であることが確認できるもの、耐震等級を1つに特定できない場合
・「技術的審査適合証」において、「免震建築物であること」または「耐震等級」が確認できない場合
・「認定通知書」など上記①の書類のみご提出いただいた場合
- *3 認定長期優良住宅であることが確認できる「住宅用家屋証明書」(写)および「認定長期優良住宅建築証明書」(写)を含みます。
- *4 建築確認申請書(写)など公的機関等に届け出た書類で、公的機関等の受領印・処理印が確認できるものを含みます。

地震保険の保険料について

●地震保険ご契約金額100万円に対する年間保険料例(上記割引の適用がない場合)

都道府県	構造区分	イ構造*5	ロ構造*5
岩手県・秋田県・山形県・栃木県・群馬県・富山県・石川県・福井県・長野県・滋賀県・鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県・福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・鹿児島県		650円	1,060円
福島県		650円	1,300円
北海道・青森県・宮城県・新潟県・山梨県・岐阜県・京都府・兵庫県・奈良県・香川県・大分県・宮崎県・沖縄県		840円	1,650円
茨城県・愛媛県		1,180円	2,440円
徳島県・高知県		1,180円	2,790円
埼玉県・大阪府		1,360円	2,440円
千葉県・東京都・神奈川県・静岡県・愛知県・三重県・和歌山県		2,020円	3,260円

●地震保険における建物の構造区分

地震の揺れによる損壊や火災による焼損などの危険を勘案し、イ構造*5とロ構造*5の2つに区分されています。

*5 セットで契約する火災保険の構造級別により、次のとおり区分されます。

●セットで契約する火災保険のご契約期間の初日が2010年1月1日以降の場合

構造区分	火災保険の構造級別
イ構造	M・T構造または1・2級構造
ロ構造	H構造または3級構造

※2010年1月の改定に伴い、構造区分がイ構造からロ構造に変更となり保険料が引上げとなる場合には、経過措置が適用されて保険料負担が軽減されます。適用条件など詳細につきましては取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。

●セットで契約する火災保険のご契約期間の初日が2009年12月31日以前の場合

構造区分	火災保険の構造級別
イ構造	A・B構造または特・1・2級構造
ロ構造	C・D構造または3・4級構造

- 地震保険の保険料は、地震保険のご契約期間(保険期間)の初日に適用される料率・割引制度などにより決定されます。したがって、ご契約期間の初日以降に、料率改定や割引制度の新設・改定などを行った場合でも、ご契約済みの保険料は変更しません。また、これらの改定は予告なく実施することがありますので、あらかじめご了承ください。
- 「自動継続特約」をセットしてご契約いただいた場合、ご契約期間の初日以降に料率改定などを行った場合は、自動継続時に保険料を変更します。なお、これらの改定を実施する場合には、事前に書面にてご案内いたします。
- 地震保険は、セットでご契約いただくお住まいの火災保険・積立型火災保険のご契約期間と合わせてご契約いただけます。ただし、火災保険・積立型火災保険のご契約期間が1年を超える長期の場合、地震保険を1年間ずつ自動的に継続する方式や最長5年までの長期契約をする方式などとなります。

地震保険料控除制度について

地震保険をご契約いただいた場合、お払い込みいただいた保険料が一定額(所得税は50,000円、住民税は25,000円)を限度としてその年のご契約者(保険料負担者)の課税所得から控除されますので、税負担が軽減できます。(2013年12月現在)

※2006年12月に損害保険料控除は廃止されましたが、経過措置として2006年12月31日までにご契約期間(保険期間)が開始したご契約期間10年以上の積立型火災保険で2007年1月以降保険料の変更のない契約については、従前の損害保険料控除の対象となります。ただし、経過措置が適用される積立型火災保険に地震保険をセットしている契約については、従前の損害保険料控除と地震保険料控除のいずれか一方が対象となります。

事故が発生した場合のお手続き

- ただちにご連絡ください。
万一事故が発生した場合には、次のいずれかにただちにご連絡ください。ただちにご連絡をいただけないと保険金を削減してお支払いする場合がありますのでご注意ください。
・取扱代理店(ご連絡先の電話番号*、ご契約後にお届けする保険証券・保険契約継続証に記載しています。)
・事故受付センター 0120-250-119【受付時間:24時間×365日】
- 事故のご連絡をいただいた場合には、取扱代理店または日本興亜損保より保険金請求手続きに関してご案内いたします。
- 保険金請求権につきましては、時効(3年)がありますのでご注意ください。

- ご契約のお申込みの撤回または解除を申し出ることができるクーリングオフ制度がございます。詳しくはお申込時にお渡しする重要事項説明書に記載されている「クーリングオフ説明書」をご覧ください。
- 保険料をお払込みの際は、日本興亜損保所定の保険料領収証を交付することといたしておりますので、お確かめください。
- 保険証券・保険契約継続証は大切に保管してください。ご契約後1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、最寄りの日本興亜損保までお問い合わせください。
- このパンフレットは「地震保険」の概要を説明したものです。さらに詳しい内容をお知りになりたい場合は「安心ガイド(ご契約のしおり)」をご用意しておりますので、取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。
- ご契約者と被保険者が異なる場合、このパンフレットに記載された内容を必ず被保険者の方にもお読みいただくようお願いいたします。
- ご契約の手続きその他ご不明な点につきましては取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。
- ご契約に際しては、契約申込書付属の「契約概要のご説明」「注意喚起情報のご説明」を必ずお読みください。また、「ご契約内容がご希望に沿っていること」「保険料算出に関わる事項が正しいこと」を確認させていただきますので、ご協力をくださるようお願いいたします。
- 取扱代理店は、日本興亜損保との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務などの代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、日本興亜損保と直接契約されたものとなります。



日本興亜損害保険株式会社

〒100-8965 東京都千代田区霞が関3-7-3
お客様サポート室 0120-919-498
受付時間：平日の9:00～20:00/土日、祝日の9:00～17:00
(12/31～1/3を除きます。)
ホームページアドレス <http://www.nipponkoa.co.jp>

- お申込み・お問合せは下記の取扱代理店まで